

給付年金コーナー

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

1. 対象者

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下（※1）の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

（※1）所得基準（申請者本人のみ）

128万円（令和2年度以前は118万円）+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

2. 申請方法

申請用紙（日本年金機構のホームページからダウンロードできます。）に記入し、学生証（写）もしくは在学証明証（原本）を添付し申請してください。

申請は年金事務所、住民登録をしている市役所・町村役場の窓口でおこなうか、郵送でもできます。

3. 保険料の追納

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、後から追納することをお勧めします。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き学生納付特例制度承認を希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

令和4年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

町では、地方税法の規定により、土地の地目、地積、評価額などを確認するための「土地価格等縦覧帳簿」、家屋の構造、床面積、評価額などを確認するための「家屋価格等縦覧帳簿」を作成しています。

土地価格等縦覧帳簿は、土地に対して課する固定資産税の納税者の方等が、また家屋価格等縦覧帳簿は、家屋に対して課する固定資産税の納税者の方等が縦覧することができます。

縦覧期間 令和4年4月1日(金)～5月31日(火)（土・日・祝日を除く） 午前8時45分～午後5時

場 所 税務会計課窓口

縦覧できる方 ○長瀬町における固定資産税（土地・家屋）の納税者

○代理権を有する代理人

○納税管理人

その他 納税者または納税管理人の方は本人確認書類（運転免許証等）を、代理人の方は委任状および代理人の方の本人確認書類（運転免許証等）を持参してください。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線113

4月の納期

●町民税

■特別徴収（令和4年度第1期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

●国民健康保険税

■特別徴収（令和4年度第1期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（随時第2期）

■特別徴収（令和4年度第1期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

●介護保険料

■普通徴収（随時第2期）

■特別徴収（令和4年度第1期分）

※今月支給される年金から天引きされます。

※4月からの特別徴収（年金天引き）開始

令和3年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいていた方のうち、令和4年度の介護保険料を4月の年金から特別徴収（年金からの天引き）で納付していただく方に、令和4年度介護保険料特別徴収開始のお知らせを送付します。

納期限は5月2日(月)です。口座振替の場合は4月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町民税 税務会計課課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線128